

公益法人の監事として(役員等の欠格事由について)

まずは助成研究成果集第 27 号発刊おめでとうございます。財団設立以降毎年継続して発刊されていることに対し関係者の皆様に敬意を表します。

助成を受けられた研究者の皆様にはこの研究成果を踏まえさらなる飛躍を期待・希望しております。

さて今回の寄稿は、監事ゆえに過去の寄稿文と趣が異なることをお許しください。

最初に、監事として、当財団の設立趣旨、事業内容、財務内容については一切の懸念が無い点を表明したいと思います。まさに、ESG（環境、社会、ガバナンス）に適う公益法人であると確信しています。

しかしながら、どんな公益法人にも起こりうる重要な心配事があります。

民法の一条のみで規定され「民法 34 法人」と呼ばれていた公益法人は、平成 20 年 12 月に施行された公益法人 3 法（注 1）より、会社法に準じた権利・義務が規定され、法律と定款の下で精緻な運営・管理が要請されることとなりました。

この法律に、公益法人の欠格事由に関する規定があります。これは大変厳格な規定で、公益認定財団法人（注 2）は、その事業内容の如何を問わず理事・評議員・監事に欠格事由の該当者がいる場合は、その時点で公益認定を取消するというものです。

欠格事由は詳細が法律で規定されていますが、次のような例もその一部です。

- ・ 誤って人を殴ってしまったり（刑法 204 条傷害罪）、酒を飲んで車を運転して人を死亡させてしまい（刑法 208 条 2 危険運転致死罪）、罰金刑が確定した場合。
- ・ 無免許運転、高速 40 km 以上のスピード違反、無車検運転や、詐欺、名誉棄損等で禁固刑が確定した場合。

略式命令で罰金刑が確定する場合、処理が速いので早期に欠格事由が発生することになります。

自分には絶対に起きないと言い切れるでしょうか？

欠格事由に該当した場合は、例外無く必ず公益認定が取消されます。この事例は既に数件発生しています。

公益認定が取消されると、当該財団の財産を一カ月以内に国（類似の団体）に譲渡する必要があります。決して起きてはならないことです。

評議員・理事・監事の自覚がとても重要なのです。

注 1) ①一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、②公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、③前 2 法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の 3 本を指す。2008 年 12 月 1 日全面施行となった。

注 2) 公益認定財団とは一般社団・財団法人のうち、民間有識者からなる第三者委員会による公益性の審査（公益目的事業を行うことを主たる目的とすること等）を経て、行政庁（内閣府又は都道府県）から公益認定を受けた公益法人。税制上の優遇措置を受けることができます。

税理士 尾 尻 哲 洋（監事）

